

# 東京家政学院生活文化博物館規程

## (総則)

第1条 この規程は、東京家政学院大学学則第6条3項に基づき定める。

## (目的)

第2条 東京家政学院生活文化博物館（以下「博物館」という。）は、東京家政学院大学（以下「本学」という。）における生活文化に関する教育・研究に必要な実物資料その他の資料を収集、保管、展示し、本学の教職員及び学生の利用に供するとともに、教育的配慮のもとに一般に公開することを目的とする。

## (所在地)

第3条 博物館は、東京都町田市相原町2600番地に置く。

## (館長及び職員)

第4条 博物館に博物館長（以下「館長」という。）、研究員（学芸員を含む。）、大学事務局の職員を置く。

- 2 館長は、博物館の業務を掌理し、業務遂行に伴う事務について総括する。
- 3 館長の選出は、東京家政学院生活文化博物館長選考規程の定めるところによる。
- 4 研究員（学芸員を含む。）は、博物館の業務についての専門的事項をつかさどる。
- 5 研究員（学芸員を含む。）は、館長が委嘱する。
- 6 大学事務局は、博物館運営の事務を整理する。

## (運営委員会)

第5条 博物館の運営に関する重要事項を審議するため、博物館運営委員会（以下「委員会」という。）を置く。

- 2 委員会に関する事項は別に定める。

## (運営規程)

第6条 博物館の運営に関する具体的事項は別に定める。

## (事務)

第7条 博物館業務の事務は、大学事務局において行う。

### 附 則

この規則は、平成2年4月1日から施行する。

### 附 則

この規則は、平成3年2月25日から施行する。

### 附 則

この規則は、平成7年4月1日から施行する。

### 附 則

この規則は、平成22年4月1日から施行する。

### 附 則

この規則は、平成23年4月1日から施行する。

### 附 則

この東京家政学院生活文化博物館規則は、東京家政学院生活文化博物館規程に改正し、平成27年4月1日から施行する。

### 附 則

この規程は、平成30年4月1日から施行する。